

中長期計画委員会に置くワーキンググループ設置要項

(設置)

第1条 とくしま産学官連携プラットフォーム中長期計画（以下「中長期計画」という。）の3つの基本目標に基づく事業を実施するため、中長期計画委員会の下にワーキンググループを置く。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、基本目標に掲げる課題及び取組内容に則して、プラットフォーム構成員の高等教育機関、地方公共団体等及び地域経済産業界と連携・協力して事業を実施する。

2 ワーキンググループは、事業の実施状況を中長期計画委員会に報告する。

(組織)

第3条 事業を効果的に実施するため、中長期計画の基本目標別に次の3つのワーキンググループを設置する。

(1) 第1ワーキンググループ 基本目標①の学生の県内定着と就職支援に関すること。

(2) 第2ワーキンググループ 基本目標②の地域産業の活性化と地域課題解決に関すること。

(3) 第3ワーキンググループ 基本目標③の人材育成とリカレント教育の推進に関すること。

2 各ワーキンググループは、高等教育機関、地方公共団体等及び地域経済産業界の関係者で組織する。

(ワーキンググループ代表者)

第4条 各ワーキンググループに代表者を置き、プラットフォームを構成する高等教育機関の関係者を充てる。

2 代表者は、ワーキンググループを円滑に運営し、議論等の取りまとめを行なう。

(ワーキンググループ以外の者の出席)

第5条 ワーキンググループが必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 ワーキンググループの事務は、ワーキンググループ代表者の所属する高等教育機関において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ワーキンググループについて必要な事項は、ワーキンググループが別に定める。

附則

この要項は、令和元年9月17日から施行する。